

初診時選定療養費改定のお知らせ

平成26年4月1日より

3,240円(税込)をご負担いただきます

病床数が200床以上の病院では、他の医療機関からの紹介状がなく受診を希望される患者様には、患者様自身の判断で病院を選択したものとして、定められた医療費のほかに初診時における選定療養費を徴収することが認められております。前回の受診より、期間があいて受診される方は、対象となる可能性があります。

※紹介状をお持ちの患者様からは、初診時選定療養費をいただきません

当院では、地域の医療機関と連携して、それぞれの役割に応じた質の高い医療の提供を考えております。役割とは、普段の健康管理を担うのがかかりつけ医・診療所そして、専門的な検査や入院を提供するのが当院です。

こうした診療所と当院を結ぶのが、かかりつけ医・診療所の先生に書いていただく紹介状です。この紹介状があると、当院での検査や治療がよりスムーズになります。

